主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

民訴四一九条ノニ、二項が憲法に違反しないことは、昭和二四年(ク)第一三号、 同年七月二三日大法廷決定(民集三巻二八一頁)の判示するところである。同条項 を違憲とする所論は理由がない。従つて又抗告人の抗告を同条項により不適法とし て却下した原決定には何等違憲の廉はない。

よつて、本件抗告を理由なきものとし、抗告費用は抗告人の負担とすべきものと し、主文のとおり決定する。

昭和三一年八月二八日

最高裁判所第三小法廷

介	又	村	河	裁判長裁判官
保			島	裁判官
Ξ	俊	林	小	裁判官
己	克	水	垂	裁判官